

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年5月27日に実施した総務局渉外部の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年7月6日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 監査対象事務

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

2 監査の日程

平成28年3月7日から同年5月27日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成28年6月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 1者随意契約とした理由について</p> <p>業者選定の理由について確認したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>(ア) 相模原市地域資源(今昔映像)等デジタル化業務委託は、市が指示するイベントや自然、街並み等の地域資源の動画撮影に関する業務を委託する契約であり、5年間同一の相手方と継続して契約を締結していた。当該契約における1者随契理由書では業者選定の理由について、「本市における地域資源の撮影スポットに精通しているとともに、本市が保有する動画のデジタル化業務を履行した経験があ</p>	<p>平成28年3月7日から、同年5月27日にかけて実施された行政監査の結果、検討すべき事項とされた各項目につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>5月9日に、課内会議の場で「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」や今回の行政監査においてご指摘いただいた事項等をまとめた資料を基に、研修を行いました。</p> <p>その中で、執行にあたっての留意点や確認事項について周知し、特に過去に実施した事業についても入札等ができる余地はないか慎重に検討するとともに、実績や業務に精通している等の理由のみで1者随意契約としないことについて、改めて確認しました。</p> <p>今年度の本業務の契約につきましては、競争性・公平性を確保するため、仕様を見直し、6月6日に3社による見積もり合わせを実施いたしました。</p>

り、過去に撮影した場所及び時期を選定できる等、同程度の実績を有する事業者が他にはない」としているが、他の業者による当該委託業務の履行の可能性についての検討は行われていなかった。

市が契約事務を執行するに当たっては、競争性や公正性を確保し、適正な価格で契約を締結することが求められている。過去の実績や業務に精通している等の理由のみをもって安易に1者随意契約とすることなく、競争性等を確保するために入札等ができる余地はないか慎重に検討し、適正に事務を執行されたい。【広聴広報課】

#### イ 1者随契理由書の作成について

(ア) 1者随契理由書の記載内容を確認したところ、ガイドラインで示されている、「新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合」における「複数の候補者から特定の一業者を選定した経過及び理由」の記載がない、次のような不適切な事例が見られた。

a 地域情報誌へのイベント告知記事の掲載に関する契約におい

さらに、6月6日には、改めて課内会議の場で、1者随意契約を執行する場合の留意点や確認事項について注意喚起を実施いたしました。

今後につきましては、こうした研修を課内会議や班内打ち合わせにおいて継続的に行い、契約事務を適正に執行してまいります。【広聴広報課】

6月1日に、「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」の様式を資料とし、課内にて研修を行いました。

その中で、1者随意契約の考え方、手続き、執行にあたっての留意点や確認すべき事項、また「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」が回議された際に、1者随意契約としている理由が具体的に記載されているか、誤記載や記載漏れがないか等、

て、契約相手方を選定した理由について、掲載する情報誌の発行者であることのみが記載されていた。【渉外課】

b 新聞への広告掲載に関する契約において、契約相手方を選定した理由について、掲載する新聞社の指定代理店を選定した理由のみが記載されていた。【広聴広報課】

c 公共交通機関への市プロモーションムービーの放映に関する契約において、契約相手方を選定した理由について、鉄道会社の指定代理店であることのみが記載されていた。また、その他10件の契約で同様の事例が見られた。【シティセールス・親善交流課】

(イ)平成27年度に初めて締結した契約の1者随契理由書において、事前確認状況欄中、複数年同一業者と契約している場合に必要な事項を確認した旨のチェックがあるなど、調査した7件とも誤記載が見られた。【渉外課】

市が1者随意契約により契約を締結する場合は、透明性を確保するため、その経過や理由を市民に説明する責任がある。1者随契理由書の作

重点的にチェックすべき事項について改めて確認し、認識を共有いたしました。

今後につきましては、こうした研修等を、年度当初など時宜を捉えて継続的に行うことで、契約事務を適正に執行してまいります。【渉外課】

5月9日に、課内会議の場で「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」や今回の行政監査においてご指摘いただいた事項等をまとめた資料を基に、研修を行いました。

その中で、執行にあたっての留意点や確認事項について周知し、1者随意契約とする場合は、契約の相手方として業者を選定した経過・理由と他の業者では履行できない理由を具体的に記載し、市民が理解し易い理由書の記述となるよう、改めて確認を行いました。

さらに、6月6日には、改めて課内会議の場で、1者随意契約を執行する場合の留意点や確認事項について注意喚起を実施いたしました。

今後につきましては、こうした研修を課内会議や班内打ち合わせにおいて継続的に行い、契約事務を適正に執行してまいります。【広聴広報課】

このたびの指摘を受け、平成28年度に締結した契約について、ご指摘い

成に当たっては、1者随意契約とした経過や理由をガイドラインに基づき明確に記載するとともに、記載内容の精査・確認を徹底されたい。

ただいた内容と同様のケースがないか再点検を実施するとともに、職員一人ひとりが責任感を持った正確な事務執行を行うよう、6月1日に職場内研修を実施し、「随意契約適正執行のための指針（随意契約ガイドライン）」に基づき、財務担当者を中心に留意すべき点について再確認し、適正な事務執行に対する啓発を行いました。また、こうした研修等を年度当初など時宜を捉えて継続的に実施いたします。

今後につきましては、随意契約の基本的な考え方を踏まえ、1者随意契約が例外的な契約方法であることを常に念頭に置き、契約事務執行に際しては「随意契約適正執行のための指針（随意契約ガイドライン）」に基づく随意契約によることができる要件に該当するかの確認を行うとともに、1者随意契約とした経過や理由の明確な記載及び記載内容の精査・確認を徹底し、適正に事務を執行してまいります。【シティセールス・親善交流課】

1 監査対象事務

東京事務所における情報収集及び本市施策の広報に関する事務について

2 監査の日程

平成28年3月7日から同年5月27日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成28年6月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>イ 収集資料の管理について</p> <p>東京事務所は平成27年度には1,525件の情報を収集し、担当部局に提供したほか資料の件名及び表紙(1枚目)を職員ポータルサイトへの掲示等によって全庁に周知した。これらの情報の中には、インターネットからは得られない貴重な情報も含まれている。</p> <p>収集した資料は全頁が共通ファイルサーバー内に電子データで格納され、職員が内容を確認したい場合はこのサーバーにアクセスし、件名が時系列に記載された一覧表を見て検索することになる。</p> <p>資料の整理という観点では、担当部局の職員が検索しやすいように、例えばこの一覧表を省庁別、分野別に整理するなどの配慮が必要になると思われる。今後とも、収集した資料を活用するに当たっての利便性に配慮し、検索性の向上を意識して分類・整理・保管を行われたい。</p>	<p>平成28年3月7日から、同年5月27日にかけて実施された行政監査の結果、検討すべき事項とされた項目のうち、収集資料の管理につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>東京事務所は国と担当部局とのパイプ役を担っており、収集した資料は担当部局において活用されてこそ価値があることから、収集した資料の件名を時系列に記載した一覧表について、平成28年6月24日から資料の内容に該当する省庁を示すよう様式を改め全庁に向けて共通ファイルサーバー内に掲示し、資料の検索性の向上を図りました。</p> <p>今後とも、収集した資料が担当部局によって効果的に活かされるよう、職員の利便性に配慮し管理してまいります。</p>